

事務連絡  
令和3年5月7日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

### 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

平素より大変お世話になっております。

出勤者数の抑制については、これまでも各府省庁に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の推進を依頼し、所管団体及び独立行政法人等にテレワーク等の実施を呼びかけていただいたところです。

本日、緊急事態措置を実施すべき区域（以下、「緊急事態措置区域」という。）に5月12日以降、愛知県及び福岡県が追加され、緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されました。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下、「重点措置区域」という。）に5月9日以降、北海道、岐阜県及び三重県が追加されるとともに、5月12日以降、宮城県が除外され、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されたところです。

出勤者数の削減については、現在の感染状況を踏まえると、人流抑制等の観点から、今一度、テレワークの活用や休暇取得の促進等による出勤者数の7割削減を徹底することが重要となります。

各府省庁におかれましては、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、以下の取組を行うよう働きかけをお願いいたします。

### 記

1. 緊急事態措置区域において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）にて「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」とされていることについて

での周知・呼びかけ。

2. また、重点措置区域において、基本的対処方針にて「職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する」とともに、「特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努める」とされていることについての周知・呼びかけ。
3. 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に関する改めての周知・呼びかけ。

**【問合せ先】**

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者：八重樫、多田、重友、阪本、坂本、山口、岩熊、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：g.singatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp